

令和7年度 第1回静岡市再犯防止推進協議会

1 日時

令和7年7月16日（水）18時30分から20時30分

2 場所

静岡市地域福祉共生センターみなくる 2階会議室1

3 出席者

（1）委員（敬称略）

天野早苗、石川亜弓、勝又隆弘、小井土弘隆、後藤清雄、澁谷耕一、白鳥裕也、鈴木久義、津富宏、間光洋、松永厚司、望月美紀、吉川信人

（2）事務局

近江福祉総務課長、近田地域福祉係長、三室副主幹、濱主査、小笠原主任主事

4 欠席者（敬称略）

川島徹也、齋藤寧

5 傍聴人

1人

6 議事

（1）会長の互選

（2）副会長の指名（会長による指名）

（3）令和6年度再犯防止推進事業の実績報告及び令和7年度再犯防止推進事業の予定

（4）再犯防止に関する支援者養成講座の開催

（5）第2次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況

7 会議内容

（1）開会

（2）福祉総務課長挨拶

（3）委員自己紹介

（4）議事

ア 会長の互選

石川委員の推薦により、後藤委員が会長となった。

イ 副会長の指名（会長による指名）

後藤会長の指名により、澁谷委員が副会長となった。

ウ 令和6年度再犯防止推進事業の実績報告及び令和7年度再犯防止推進事業の予定

事務局より資料1を使用して説明した。

エ 再犯防止に関する支援者養成講座の開催

事務局より資料2を使用して説明した。

オ 第2次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況

事務局より資料3、参考資料を使用して説明した。

（5）連絡事項

(6) 閉会

8 議事詳細

- 事務局 これより議事に入らせていただきます。まず、「会長の互選」についてです。静岡市附属機関設置条例の規定により、会長は委員の互選により決定することとしています。どなたかご推薦をいただける方は挙手をしていただけますでしょうか。
- 石川委員 会長には、静岡県就労支援事業者機構で理事をされておられ、かつ、昨年度に本日の協議会の会長をされた後藤委員がご適任と考えます。
- 事務局 はい、ご推薦ありがとうございます。ただいま、石川委員より後藤委員を会長にとの発言がございました。委員の皆様、ご意見はいかがでしょうか。ありがとうございます。後藤委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは会長は後藤委員とさせていただきます。後藤会長は、こちらの会長席へのご移動をお願いいたします。
- 事務局 それでは後藤会長よりご就任の挨拶を改めましてお願いいたします。
- 後藤会長 ただいまご指名をいただきました後藤でございます。一つよろしく願いいたします。せっかくの機会でございますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、実は皆様方もご存知かと思いますが、静岡県勧善会という更生保護施設がございまして、もともとこれは明治の静岡県出獄人保護会社をスタートとしておりまして、当時の金原明善様、また川村矯一郎様たちのご尽力によってこの施設が出来上がり、そして昭和41年にこの駿河区小黒2丁目の方に、転居してきた背景がございます。で、多くの出所者等の就労に関して更生保護施設としてご尽力くださって来たわけでございますけれども、残念ながら、3年前ですか。出所者の就労も事情がございまして、中止をいたしました。中止した理由の多くは、担当してくださっていた、ご尽力くださった施設長たちが高齢化したという問題と、もう一つ、やはり出所者の方々の就労が減ってきたということで、経営的に運営が立ち行かなくなったという背景がございました。そういった日本における更生保護の原点とも言える静岡県勧善会でございますが、今申しましたように、2年前に活動を完全に休止をいたしました。その後、当時の静岡保護観察所長様の方から、なんとか再興のために、もう一度仕切り直すような応援をということで、この駿河区の協力雇用主・保護司会でおられる原川様ですとか、地検の菅野様たちが理事をお引き受けくださって、私はご縁がありまして、そちらの勧善会の理事長をお引き受けました。ただ、引き受けてからもですけど、なかなか負の遺産が多数ございまして、いろいろな先生方にもご協力をいただいて、やっこの春に負の遺産がほぼ消えてきたというようなところで、これから新しい形でスタートを切っているところ、いろんな方々にご協力をいただきながら進めているところでございます。特に大きなところは、今まで保護観察対象者とかが収容者の中心だったのでございますが、昨年10月に法制度が一部変わりました、生活困窮者を支援する支援制度

が出てきたのです。私もそれに対しては市町から補助金が出るということでございまして、先ほど入口支援の話も出ましたけれども、そういった方々も収容していくような形で、定款も一部変更しつつ続けてきているところでございます。で、なおかつ今日、皆さんにちょっとお伝えしたいのは、静岡市にはもう一つ「少年の家」という更生保護施設がございまして、残念ながらというのか、過去のいろんな事もございまして、その二つが協力し合ったり、積み上げたりというのはなかなか難しい現実もあったのでございますけれども、仕切り直しの流れの中です、今日報告させていただきますことは、この新しい勸善会を再興していくために、先ほど何人か個人名を出しましたが、その方々だけではなく、静岡全体で更生保護に携わる方々が応援していこうという機運が出てまいりました。その一例が、金原明善の玄孫である金原利幸さん、浜松の明善記念館の館長を務めております、また、県の更生保護協会の理事でございすけど、金原利幸さんも理事に加わってくださり、また、県内 1,900 名の保護司の方々を束ねてくださっております更生保護協会の土屋理事長も勸善会の理事に入ってくださいということ。そしてまた、先ほど棲み分けの問題が出ましたけれど、市内にもう一つございます「少年の家」の常務理事の安藏様も、この勸善会の理事になってくださって、協力してくださっているのは、そういう背景から来ています。ちょっとお時間をいただきましたけれども、そういう意味で新しい勸善会がスタートしようとしておりますので、そんな意味でご関心をお持ちいただいたり、またご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、これから審議に入りますけど、活発なご意見等をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 後藤会長、ありがとうございます。それでは、ここからの進行は後藤会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○後藤会長 それでは議事 2 に移りますが、条例第 6 条第 4 項の規定により、副会長は会長が指名することになっております。副会長につきましては現在、保護司会の会長をやられ、保護司として静岡市の更生支援にご尽力をくださっていただいている澁谷委員にお願いしたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（委員より、異議なし）澁谷委員、よろしいでしょうか。

○澁谷委員 ご指名いただきましてありがとうございます。一生懸命やりますので、どうぞよろしくお願いいたします。お受けしたいと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。続きまして議事 3 ですが、令和 6 年度再犯防止推進事業実績報告及び令和 7 年度再犯防止推進事業予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はい。事務局福祉総務課の三室から、令和 6 年度の再犯防止の報告、そして令和 7 年度の再犯防止推進事業の予定について説明させていただきます。着座にて進めさせていただきます。お手元ホッチキス止めの資料 1 と右上に表示されている資料をご確認ください。こちらの資料に沿って説明をさせていただきます。

す。まず、再犯防止相談支援事業です。昨年度の報告になるんですけども、再犯防止推進センターの設置と再犯防止推進員の設置をしました。そして、3区の保護司会へ委託して、更生保護サポートセンターに再犯防止推進センターを設置いたしました。また、市民ボランティアによる再犯防止推進員を新たに4名任命し、葵区1名、駿河区3名、清水区3名、市民ボランティア4名の計11名の再犯防止推進員を設置しました。ここまでが令和6年度の事業ということになります。この後、水色の枠の情報を、令和7年度の実施予定事業として説明させていただきます。

令和7年度は、市民ボランティアによる再犯防止推進員をこの後説明する市民講座を昨年に受講された方の中から新たに5名任命いたしました。内訳としては、葵区が2名、駿河区3名、清水区2名で市民ボランティアが9名で、現在は推進員が計16名になっているということです。次に、再犯防止推進員による付添い支援についてご報告させていただきます。昨年度1年間で、まず検察などから15件の相談をお受けしまして、うち8件の付添い支援を実施しました。参考数値としてお示ししていますが、一昨年、令和5年度は17件の相談のうち、3件の付添い支援実施をしたということです。

加えて伴走型支援ですが、こちらは付添い支援の後に社会生活を定着させていくために、引き続き何ヶ月かにわたって支援をしていくという事業ですが、昨年度では10件の支援をしまして、参考として令和5年度は6件実施しています。次に、再犯防止推進に関する啓発等ということで、再犯防止市民講座について報告いたします。更生保護や再犯防止に理解ある市民を増やし、生きづらさを抱える人の社会復帰サポートを担う支援者、これを養成するために全7回の連続講座を実施いたしました。昨年度は申込者数が19名ありまして、そのうち修了者数が15名、この中から再犯防止推進員に申請していただいた方が5名いらっしゃいました。令和7年度のこちらの講座の詳細はまた別の資料で報告しますが、8月号の広報誌「静岡気分」へ募集案内を掲載し、受講者を募集する予定です。9月より講座を開始し、1ヶ月1回程度で全7回の講座を実施する予定です。

資料を次のページに移らせていただきます。静岡庁舎本館イエローライトアップです。昨年度ですが、第74回社会を明るくする運動の一環として、令和6年の7月3日から31日まで、静岡市役所静岡庁舎本館を更生保護イメージカラーである黄色にライトアップしました。初日には点灯式を実施いたしました。

令和7年度は、7月1日から31日まで、静岡市本館のライトアップを実施しているところです。次に、静岡刑務所様にやっていただきますアートフロムプロジェクトについて報告いたします。令和6年度は5月22日から6月28日まで、静岡銀行呉服町支店の1階にて、静岡刑務所に収容されている受刑者の方々のアート作品の展示を実施いたしました。

加えて、7月2日から5日まで、静岡市役所静岡庁舎新館1階での展示を実

施いたしました。令和 7 年度は、申し訳なかったんですけども、上半期の会場の予約が成立できなかったところがありましたので、年度下旬に調整したいと思っています。静岡市役所静岡庁舎新館のフロアを 1 週間、いずれかの期間で予約し、(刑務所様が) 展示していただけるように予定しているところです。こうやって、こちらも昨年度の実施なんですけども 35 回の静岡矯正展にブース出展をいたしました。

令和 6 年 10 月 26 日に開催されました静岡矯正展で、本市の再犯防止に係る事業の周知をしまして、パネル展示とチラシ配布を行い、啓発活動を実施いたしました。今年度の新しい取り組みとして、昨年度までの協議会でもご議論いただいたところではございますけれども、既に就任させていただいてます再犯防止推進員、通称付添い支援員の方々向けの研修会、これを今年度中、どこかで開催したいと考えているところです。今年度中に現在活動いただいています再犯防止推進員向けの研修を実施する予定というところです。実施内容と致しましては、付添い支援事業がどういったものかの説明をこちらからさせていただくこと、そしてすでに推進員の方々の中には付添い支援を経験していただいている方もいらっしゃいますので、そういった方の経験をまだ経験されてない方に話していただいて、その話を聞いて質問するとかするような、そういった意見交換の形、そういったものを企画できればというふうに考えているところです。簡単ではありますが、事務局からの事業の昨年の事業報告そして今年度の事業予定についての説明は以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。それでは委員の皆様、今、事務局の方から、令和 6 年度再犯防止推進事業の実績報告及び令和 7 年度再犯防止推進事業の予定についてご報告がございましたが、ご質問・ご意見等があればお願いをいたします。はい、天野委員どうぞ。

○天野委員 再犯防止推進員が 16 名になって、大勢になりまして、非常にいいことだと思うんですけども、その内訳、男女比っていうか、教えていただけますでしょうか。

○事務局 再犯防止推進員の 16 名の男女比ということですよ。ちょっとごめんなさい。今、データがちょっとお待ちください。今ちょっと男女比のデータをちょっとこちらに保有してなくてですね。すみません。

○後藤会長 では、今データが出てきてないということなので、今の天野委員のご質問に対しての答えを書面でお願いいたします。

○事務局 わかりました。すみませんでした。

○後藤会長 続きまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

○津富委員 はい。

○後藤会長 津富委員、お願いいたします。

○津富委員 いろいろ努力をされて、よろしくをお願いいたします。昨年度も似たようなことを申し上げた記憶もあるんですけども、いろんな市民の方も知っていただくに

は、市役所や静岡銀行呉服町支店などで行ってもいいと思うんですけども、静岡駅北口の地下街のお茶のお店の前のところとか、そういった場所に市役所がポスターを貼ることもよいと思います。そういうところでイベントやったりとか、ポスターを出したりすると、目に触れることが多いのかなと思っているのが一つです。あともう一つ、自分がいけないんですけど、このアートフロムプロジェクトの詳細を直接伺ってないので、様子が分かっていませんけれども、アートを展示されるだけではなくて、再犯防止に係る理解が深まるような内容の展示を加えていただくと、理解を深めていただけるといいますので、あの、再犯防止活動の意義だとかですね、難しさだとか、あるいはこう、実際に静岡市で罪を犯した人たちがこういう問題を抱えていて、それに支援が必要になっていることもわかるような展示を合わせて展示するといいのかなというふうに思います。以上です。

○後藤会長

津富委員、どうもありがとうございます。

○事務局

ご意見を参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○後藤会長

先ほどの津富委員の質問に対して、商工会議所のデータです。今ご指摘いただいた、あの静岡駅北口の地下の通行、あそこが一番あの人数が多いというデータを、確か商工会議所が出しておりますので、やっぱりそういうところで積極的にということですね。ご提案だと解釈してよろしいかもしれません。

○津富委員

自分自身の募金活動に基づく感想ではありますが、たくさんの方がやっぱりいろんなことやってて、地下街の真ん中の三角スペースのイベントはいつも集まってる、すごく集まってると思います。

○後藤会長

そういう意味でご意見を尊重しながら、また活動に活かしていただきたいと思います。他にはご意見いかがでしょうか。

○松永委員

ちょっとお待ちください。先ほど私のご挨拶の中で、時間が取ればということで、皆さん、私の提案をこの議題のところでしてもよろしいですか。一番は今後のことについての（付添い支援に関する）提案なんですが、当初からのことを申し上げると、具体的な話が続きますね。9時40分、家庭裁判に集合。9時45分に行って、9時50分に着席。9時55分開廷で10時終了。そこで、下へ集合しましょう。まず市役所の方・社会福祉協議会の方、付添い支援、そして当の本人で集まって、「さあ、今日どこへ泊まる」「どこでご飯食べる」を考えるというところから始まったのが当初でありました。

さあ、それで今度は、家庭裁判所からこの生活保護の相談で区役所まで来る。これは「市役所が悪い」って言ったわけじゃないですよ。私ども最初に聞いたのは『書類が書けない人もいるから、そこに寄り添ってあげたら、そういうことなどをしてあげてほしい』というのを寄り添いだ」と解釈をしています。しかし、ここへ来て、そういうものは何に一つなく、何にも会話はなく進んできたのが、この寄り添い支援です。実はこんなに多くお集まりいただいても、何ら会話はなく進んできました。そこで提案も申し上げました。もちろん、テレビ

の中で、YouTube ですか、YouTube の中でも申し上げさせていただいているわけでありまして。それが過去、そして現在、ここに今日来てる清水さんもそうなんですけど、初めてわかりました。私どもが寄り添った人がどういう状況なのか、それは再犯を犯したもんだから、やっとわかったわけです。我々の寄り添い支援は、もう「その場でさよなら」なんですね。生活支援課っていうんですか。あそこでさよなら。何も会話なく終わっていた。ところが初めてこの間（の寄り添い支援の依頼があった時に）「なんで私の名前が出てきたんですか」って聞いたたら、「以前、松永が担当したことのある方がまた再犯を起こした」ということだから、私が、指名が来てやらせていただきました。で、初めてそこで、その前の方も市役所の方もそうなんですけど、やはり役所の方が立ち入れない部分はあると思うんです。私でなければ、一般市民でなければ寄り添えられないなというのがありました。だから感情論に入っちゃうんですね、その対象者に対して。役所の方は、感情をもって「駄目だよ、ここに座ってなきゃ」などと強く言うことはできません。私ならできた。そういうことがやはり見えてきた。で、この間、1 月前、あの大人しい方で再犯を起こした。そこで初めて、多くの会話をすることもできた。「寄り添う支援というのは、やっぱり寄り添ってなきゃダメなんだ」ということが見えてきました。

そこで最後に今後の提案ですが、県も一部やってるかと思うんですが、対象者が生活保護を受けることになるかは分かりませんが、一定ルールのもとで、数ヶ月後・3ヶ月～4ヶ月後に、その対象者と面談をして「また再犯を起こさないように頑張っているかな、どうかな」というような、そういうように寄り添っていくのはいかがだろうかというふうに思う次第であります。それは再三この場で申し上げますけど「誰一人残さない」というのが静岡市のスローガンになっています。しかし「誰一人残っちゃってる」わけですね、そういう意味では。そういうことないようにしてあげなくてはいけないんだろうかな。言い方とかそういう問題じゃなくて、そういうようなことを一定のルールを作って「まだ生活保護を受けてるの、仕事はどうなってるの」とか、「誰が面倒を見てくれるの」とか、そういうものも寄り添ってあげたら、言葉で支援をしてあげたらいいじゃないかなというふうに思う。もちろん僕らお金でもって支援することはできませんので、そういうことを含めて、役所の皆さん、またいろいろご苦労させてしまったというのはおかしいような話ですけれども、今後を考えたときに、やはり数ヶ月後も寄り添ってあげたらいいかなというふうに思う次第であります。それを提案といえ、この提案なのかもしれません。以上、雑駁でありますけれども、過去、現在、今後ということで、今後は提案になりますけれども、含めてのお話をさせていただいた次第でございます。ありがとうございます。

○後藤会長

松永委員、ありがとうございます。松永委員自身が寄り添い支援を進めてくださった背景もあるため、それをもとにしたご意見だと思います。公的な問題もあ

- 事務局　　るかもしれないですけども、今の要望に関して、市の方からコメントは。
松永委員ありがとうございます。あの、先ほど三室から説明させていただいた資料1のところの表面のちょうど真ん中になりますけれども、付添い支援のその下「伴走型支援」というところで、これは静岡市の独自の事業で、今これを静岡市社協さんに、委託という形でお願いしております。実際に付添い支援・寄り添い支援からスタートして、その後継続して支援を希望された方については、数ヶ月あるいは一年という時間で、定期的に訪問や電話などで関わりを続けているというのはやっちはいるんですけども、松永委員がおっしゃられたように、最初の、本当に最初のところで付き添った方とのつながりというのも大事なかなと思いますので、社協さんに今委託している部分と、最初に関わっていただいた付添い推進員の方を併せて、伴走していくような形が取れないか、ちょっとまたそれは検討させていただきます。ありがとうございました。
- 後藤会長　　どうもありがとうございました。松永委員よろしゅうございましょうか。そういう意味では、社協との連動というのを今委託なさっているそうですが、市民ボランティアとかいろいろ支援員との連携もご検討いただけるということでご回答いただきましたのでよろしいでしょうか。他の委員の方からご意見ご質問等いかがでございましょうか。
- 間委員　　間です。今少しお聞きして分かったところもあるんですけども、典型的にはどういうことをなさっているのかというのは、そもそもちょっとあんまりわかってないところがありまして、どういうことか事例をいくつかご紹介いただけると少し具体的にいいかなと思いますよろしくお願いします。
- 後藤会長　　松永さん自身はご自分が体験なさってらっしゃるんでそれをもとにお話しくださいましたけど、そうでない方々にもう少し寄り添い支援の実例というか、実施の流れをご説明いただけますか。
- 事務局　　はい、ありがとうございます。簡単に説明させていただきますと、保護観察がつかない方ですね、刑務所に入る前にそういった方々で、出所されたり警察・検察を出られた後ですね、「どこに行けばわからない・何をすればいいかわからない」という状態になってしまうところがまずあります。そういった方の情報を検察などから市がいただきまして、その方について対応していただける再犯防止推進員の方をこちらの方で探し、スケジュールが合うようでしたら、検察の方からそのご本人の身柄というんですかね、ご本人、不起訴等で出られている方の本人の引き継ぎを受けまして、推進員の方と、事務担当の今年度だったら私のような職員とで、一緒にご本人とお話をして、推進員の方にも積極的にご本人と関係構築をしていただきながら必要な支援機関、よくあるのが、やはりどうしても生活がままならない方が多いので、生活保護とかになってくるんですけども、そういったところにつなげていくと。
- 生活保護以外では、暮らし・しごと相談支援センターですとか、あとは戸籍の住民票の異動手続きですとか、保険ですとか、あとは、住居がある場合でし

たら、その水道料金とかの調整ですとか、そういったところも幅広く繋げていって、きちんと生活が立て直すようにできるために、こう支援していく入り口のところですね。生活の出所後の生活を最初に安定させるための、土台のところの支援を広くやっていくところをサポートするのが、付添い支援の役目というように整理されている次第です。簡単ですが、説明は以上です。

○間委員

常に検察が絡むわけではないですよ。

○事務局

そうですね。検察からの情報が多いんですけど、検察以外のところからもいただくことはあります。

○後藤会長

他の委員の方も、不明な点があったらご質問をお願いします。

○間委員

もし需要があればなんですけども、居宅がないような方、いわゆる野宿だと思うんですけど、そんな方に対しては、具体的に居住場所の確保みたいなところまでしていращるんでしょうか。

○事務局

居宅がない方にはですね、生活自立支援事業という事業を生活保護制度と隣接する形で持ってまして。そこに一時的に生活できる施設というのがあります。で、そちらに基本的につなげていただいて、きちんと実際に民間のアパートとかと契約ができるまで、そこで生活していただくという制度もあるものですから、生活保護制度とセットでつながっていただいているものがあります。

○間委員

すみません。検察庁とか保護観察所とかでも、そういう更生緊急保護とかですね、そういう制度があるかと思うんですけど、棲み分けみたいなものがあるのか。(対象者が) 保護観察にならないということが一つあるのでしょうか、そういう情報を市の方にお問い合わせするのは、基準みたいなものがあるのかどうか、教えていただけますでしょうか。それぞれの機関が、どのあたりを担当しているのか。

○澁谷委員

すいません、自分が寄り添いであった経験ですけども、暴力団の方が組を抜け出すにあたって、内緒で住所異動をするということで、埼玉の方から静岡の方へ逃げてきて、保護をするよう(関係機関へ) 迫ってきて、警察とか警察の方が同行して、その時に寄り添った経験があったんですけども、「犯罪を犯した人とか、そういうこと以外にもこれからどうして生活をしていくかという人も対象になっているんじゃないかな」と、そんな経験がありました。あとは、私的な問題があって生活できない人を保護するために、生活保護を受ける手段とか、そういう手続きのお手伝いをしたことがありました。ですから「犯罪とはまた別のグループもいる」っていうことだけご承知しておいていただければと思います。

○後藤会長

澁谷委員、ありがとうございます。(吉川委員が挙手) どうぞ。

○吉川委員

検察庁の吉川です。今、間委員の方からお話があった、情報提供を市の方にして寄り添い支援につなげるようなケースのお話が今、議題の方で出ていると思うんですけど、検察庁から市役所の方にお問い合わせするようなケースっていうのは、間先生がおっしゃったように市の方にお問い合わせするケースもあれば、今日こちらに

来ていただいている保護観察所さんの方をお願いして更生緊急保護につながるケースっていうのも当然あるんですけども、その場合のその棲み分けっていうのは、「本人がどうしたいか」というアセスメントをこちらの検察庁でした中で、本人が「生活保護で生活して行きたい」とか、「更生保護施設みたいな施設に入ってそこで頑張ってお金貯めたい」とか、そういったものを事前に出る前に、こちらで面談などをして本人の希望を聞いた上で、こちらで振り分けているところもあり、この部分を市役所さんの方でどうこうすることはできないので、基本的に本人の希望に基づいて動いてるっていう部分が大きいのかなと思います。参考までに。

○後藤会長 吉川委員、ありがとうございます。マイクが今行きますので、石川委員、少々お待ちください。

○石川委員 先ほど澁谷委員と吉川委員からご説明があったとおりなんですけれども、保護観察所が実施する更生緊急保護は「犯罪をしたと認められた人」が基本的に対象になります。起訴猶予とか、執行猶予などで釈放された人ですね。「犯罪はしたんですけども釈放された人」ということになります。ですので、逮捕はされたけれども、犯罪したと認められなかった人だったら、もう更生緊急保護の対象外になってしまうので、寄り添い支援の対象としていただくのが適当というところになります。

○後藤委員 石川委員ありがとうございました。吉川委員もありがとうございました。間委員、よろしかったでしょうか。

○吉川委員 つまり、起訴されても刑を受けない方がかなりいらっしゃる。その方々は検察庁の方で、刑務所に行かないで、そのまま社会に戻られるところをどうしていくかという中で、更生緊急保護の関係につなげたり、「静岡市に住みたい」という方であれば静岡市役所に相談をつなげたりしています。

○後藤委員 間委員、よろしいでしょうか。はい。それでは次の議題に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、事務局、議事4ですね。はい。再犯防止に関する支援者養成講座の開催についてお願いいたします。

○事務局 事務局から、再犯防止に関する支援者養成講座の概要について説明させていただきます。お手元の資料2を開いてください。先ほど7年度の事業予定でも触れさせていただきましたけれども、令和6年度に実施した市民向け講座を今年度も継続して実施させていただく予定です。再犯防止・更生保護制度に理解ある市民を増やし、犯罪をした者等が社会的に復帰できる地域づくりと、将来的に保護司の担い手を増やす土壌づくりを目指して参ります。令和6年度同様、講座修了者で再犯防止推進に携わりたいと希望する者を再犯防止推進員に任命します。また、再犯防止推進員以外の市民ボランティア等も取り上げまして、犯罪をしたもの等に支援者として関わるきっかけづくりにつなげていきたいと考えています。

講座メニューはご覧のとおりで、第7回まであります。まず9月は、静岡地

方検察庁にお願いしまして、刑事事件の流れと裁判所等施設の見学をしたいと考えています。10月、静岡保護観察所さんと清水区保護司会さんをお願いしまして、更生保護制度や保護観察所、保護司の取組について説明をしていただきたいと思っています。第3回、第4回が昨年度と違って、少し変えさせていただいたところになりますけれども、昨年度は少年鑑別所と刑務所の施設見学ということだったんですけれども、今年度は趣向を変えまして、少年犯罪の全体の流れに着目し、少年鑑別所と少年院の駿府学園ですね、こちらの施設見学をやりたいと考えています。で、12月がですね、就労支援事業者機構や静岡公共職業安定所、協力雇用主さんのご協力をいただきまして出所者が仕事をみつけるまでの支援というところを、説明していただきたいと思っております。

年明けの第6回はですね、少年の家さんとWAC清水さんをお願いしまして、出所者の方の住まいについて、少年の家さんには視察の対応もお願いしたいと考えています。翌年の2月が最終回になるんですけども、ここも、昨年から少し内容を変えさせていただいて、一昨年度の5年度の内容を持ってきたんですけど、薬物その他依存症を克服するための支援制度がどういったことがあるかということで、保護観察所の中でのその支援プログラムを担当されている保護観察官の方とスルガダルク様、そして本市こころの健康センターの専門職の職員から、薬物依存症支援のところについて質問していただくようお願いしているところです。簡単ではありますが、本年で予定しております市民向け支援者養成講座の説明は以上です。

○後藤会長

どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関しまして、ご意見、ご質問等いかがでございましょうか。はい、津富委員、お願いします。

○津富委員

ありがとうございます。理解がちょっと追いついていないので確認と質問と意見になるんですけども、資料1を見た時にも「市民ボランティア」という言葉があって、また今「市民ボランティア」という言葉があるんですけど、資料1の場合は、「市民ボランティアによる再犯防止推進員」と、おそらく「保護司会による再犯防止推進員」があって、それを足し算しているという風に理解しました。それで、資料2の方は「再犯防止推進員以外のボランティア」という表現があって、これはどういう意味なのかなっていうのをちょっと知りたいです。僕の想像では「『再犯防止推進に携わるといふ形でのボランティアのあり方もあるけれども、それ以外にもいろいろ個人とか団体がボランティアをすることができる』という意味で、再犯防止推進員以外のボランティアなのか」と思いますが、その理解が正しいかということが一つ。それと関連して「再犯防止推進というのは付添い支援しかしない」のか、市役所への付添い支援以外にも、再犯防止に役立つような活動であれば、なんであれ、例えば今日この会議にいろんな方々がご参加になっているんですけど、「この人はダルクへ行った方がいいな」という方があればダルクへお連れするとか、「WACの世話になった方がいいな」という方はWACへお連れするとかですね、この会議のメンバーになっておら

れるということが、市としてある程度、了解されている支援団体だと思いますので、市役所への付添い支援以外に必要なに応じて「自由につなぐ」みたいなところが市民ボランティアの役割の中に入っているのか、入っていないのかを、ちょっと知りたいなというふうに思いました。個人的に言えば、「市役所への付添い支援しかできないとなると、せっかく学んだことを生かすという意味では、ちょっともったいない気がする」と思っています。また、さっきの議論にもつながるんですけども、こういう活動をされる方に対して、再犯防止に関わるような社会資源の一覧みたいなものを渡して、行政の生活保護の担当に対してもそうなんですけども、(支援対象者が)そこに行ったら「うちではできないかもしれないけど、ダルクに行けばあるよ」とか「うちではできないかもしれないけどWACさんがいるよ」とか、分かる資料があるとよいと思います。

社協さんの情報も含め、お互い(情報を)持ち合えるような状況になれば、仕組みがあって動きやすいんじゃないかなと思っています。それさっきのことも考えています。

もう一つは、先ほども申し上げたんですけども、個人的な意見かもしれませんが、こういう研修、いろんなゲストの話を聞いていって、ゲストの話が終われば、そのまま最終回っていうのはもったいないと思っててですね。いろんな学びがあったものを一回まとめるように振り返るようなことで「皆さんいろんな話を聞いたけど何を感じましたか」とか「何を考えましたか」とか「市民ボランティアとして何かできそうですか」というような、ぜひまとめの回を設けていただきたいと思います。

○後藤会長

今、津富委員から、まずこの再犯防止推進員と、それ以外の市民ボランティアとの関係に対するご質問であるとか、またご意見としていくつかお話が出たかと思うんですけど、整理した中で事務局のご返答をお願いいたします。

○事務局

再犯防止推進員以外の市民ボランティアというのは、依頼先として(返答中断)先生のおっしゃるとおりでして、あくまで今回、この支援員養成講座っていうのは、こういった形のものを学んでいただいて法的知識や技術を身につけていただいて、ご自分の活動だとか、そういったところで活かしていただきたいと思います。その中でも、再犯防止推進員として登録して、付添い支援等、市行政と一緒に活動していただくという形で希望する方については、推進員に登録していただく形をとっていますので、「この書き方はちょっと分かりにくいかな」というところがあるんですけども、あくまでも「推進員として私活動したいわ」という方については、基本的に登録をお願いしたいと考えています。あとは「この講座を受けて、私の自分の活動でなんか活かせないかな」と(考えている方については)、そういったところで、ぜひ(講座の)知識をお持ち帰りいただければなというところでの意味合いで、市民ボランティアという何かしらの団体を市が設けているという話ではないんですけれども、ご自分の活動に活かしていただきたいというニュアンスでございます。

- 後藤会長 では、この文言に関しては、今ご説明があったような意味で、そのまま読み込むということで。それで、津富委員から提言もございましたけれども、「最後まで全部の講座が終わってから、受講者におけるグループミーティングを1回したら」という提言もありましたけど、そういった提言に関しては、事務局としてのご対応はいかがでしょうか。
- 事務局 ありがとうございます。ご提案いただき、昨年度もですね、そういった形のものを持っていていなかったということがありまして、今年度2月、第7回でちょっと色々企画はさせていただいているんですけども、うまく調整して、もし振り返りの時間とか、最終回の講座を全部それにするかどうかはちょっとあれかもしれないんですが、「最終回の中の枠の中で、どこかその最後の30分を振り返りにするか」とか、企画の中でちょっと調整して行きたいと思います。
- 先生がおっしゃった「支援養成講座を受けての皆さんの振り返り」もそうですし、先ほどの資料1の2枚目でご説明させていただいた「再犯防止推進員さん向けの研修会兼意見交換会」みたいなところも企画して、なるべく皆様のその思いとかを言い合える会ですね、そういったものも設けていきたいと思いますので、ちょっと検討はしていきたいと思います。ありがとうございます。
- 後藤会長 はい、どうもありがとうございます。津富委員いかがでございましょうか。
- 津富委員 ありがとうございます。一個だけ気がついて、第6回、依頼先の内容が上下入れ替わった方がよいと思うので、よろしくお願いします。
- 後藤会長 1月のところですけども。あと、津富委員から昨年度もご指摘があったんですけど、時間が平日にかなり寄っている部分に関して、この中で平日以外のコマというのはいかがでございましょうか。
- 事務局 はい、これも昨年と同じく、踏襲させていただいているんですけど、1月の施設見学は土曜日で設定しています。まだ他はですね、先方のご予定もあったりする中で、はっきり決めきれていないところもあるんですが、こちらが積極的に土日避けることはなく、調整していきたいと思っております。
- 後藤会長 はい。他の委員の皆さんはご質問とかご意見いかがでございましょうか。
- 鈴木委員 WAC清水の鈴木です。既に出ているご意見なのでちょっとあれなんですけども、私、「こ・こ・に」のですね、地域支え合い人材養成講座というのがあると思うんですけども、これ4年ほどですね、委託させていただいて、私の方でやらせていただきました。その後ですね、終わってから自主的にですね、同窓会という形で、4回分、皆さん集まってもらってですね、軽く話し合いをするような機会を持ちまして、その方たちがですね、今度は自発的に皆さん動き始めて、自分たちでボランティア団体を立ち上げたり、全然関係ない人たちがつながったりして、いい経験したなというのがあると思うんです。だから、津富先生がおっしゃったように、そういう機会を一期生、二期生とか、同窓会をやっていけば、また新しい問題も出てくるし、それを解決するための案も出てくると思うんですね。活性化させるためには、人をどんどん増やしていくというの

がすごいいいかと思います。

○後藤会長

どうもご意見ありがとうございます。先生方のご意見等も反映しながら、それぞれ皆さんいろんな立場でお力を持っていच्छるので、連携すること大切だと思いますので、そういう時間も作っていただきたいと思いますけど、よろしく願いいたします。他の委員の方からはご提言なりご意見なりいかがでございましょうか。それでは、議事 5 の方へ進めさせていただきたいと思います。第 2 次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

はい、ありがとうございます。それでは、第 2 次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況について説明させていただきます。計画に記載しています再犯防止関連事業につきまして、手元の資料 3 に並べていますので、そちらをご確認ください。かなり事業数が多くですね、他課所管の事業もあるものですから、かいつまんで説明をさせていただきます。特に今年度から変わっているところについて特化して説明させていただきます。

事業類型 1「就労支援の充実」のうち「個々の特性を踏まえた就労支援の充実」というメニューですけれども、この中で「4 就労氷河期待再チャレンジ支援事業」というものがありました。こちらは被支援者の能力に応じた就労マッチングの特性を活かした人材育成事業を通じて、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援するということなんですけれども、こちら昨年度末で事業が終了しております。この背景と致しましては、単純に国の交付金事業でその給付制度がなくなったというところが契機であるんですけれども、その代わりといたしまして、高齢者就労支援事業、2 番目なんですけれども、そこを拡充し、高齢者等就労促進事業としまして、こちらの就職氷河期世代も射程に入れて、就労促進を引き続き継続していくというふうに事業を整理しているという背景がございます。

次にページをめくらせていただきまして説明させていただきますが、事業類型 02「住居の確保と支援」ということについて、一部説明させていただきます。特に変わった点といたしましては、生活困窮者住居確保給付金事業があるんですけれども、このうち、補助事業が拡充いたしまして、この中の隅括弧の転居費用補助ですね。こちらが新たに創設されました。収入が減少し、自立相談支援機関で家計改善支援を利用し、家計の改善のために転居が必要であると判断された者へ、転居費用補助を支給するというのが新たに作られたという変更がされています。その他、生活困窮に関係のある事業をいくつか持っていますが、またご確認ください。

すみません、次に行かせていただきます。3 つ目は「対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等」ということで、それぞれ、背景とか類型別に、説明させていただきます。事業類型の 3 です。事業類型③の「対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等」について説明させていただきます。まず「高齢者や障害のある人などで犯罪をしてしまった者等への支

援」というところがあるんですけれども、この中からは、16「重層的支援体制整備事業」が、比較的新しいところなので、この場で説明させていただきます。こちらは、複雑化・複合化した問題を抱える世帯への支援策を検討する重層的支援会議というものを市で開催しまして、事例の状況に応じて、アウトリーチを通じた継続支援や参加支援を実施するというものです。様々な困りごとを抱える方を対象とした包括的支援体制の構築によって、庁内外の大学調査、会議外への検討、庁内関係者機関の職員からする研修等を行うというものです。次に事業類型③の同じく「対象者の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進等」なんですけれども、(2)が「薬物依存の人で犯罪してしまった者の支援」という項目があります。この中では薬物依存の支援ということで、「障害者相談支援事業」と「依存症対策事業」というものがありますが、こちらも協力してもらっている事業なものですから、再犯防止推進関連事業として紹介させていただいております。加えて「少年・若年者への支援」というのが(3)からで、まさにこちらが22番の事業から26番の事業として明記されていますが、こちらも特に変更がないので、口頭での説明は割愛させていただきます。そして、次が、事業類型3「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」の6つ目が「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施」というところになります。こちらは、まさに文字通りではありますけど、犯罪をした方の特性に応じた効果的な指導ということで、DV等に対しては配偶者暴力相談支援センターですとか、少年犯罪等に対しましては少年鑑別所の見学ですとか、その他、精神保健福祉センターにおける相談事業など、様々なものを列記させていただいておりますが、これも継続している事業ということで、内容は割愛させていただきます。

次、事業類型④が「民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進等」ということで、民間の協力のもと活動しているものですとか、再犯に関して広報・啓発しているものについて紹介しているものです。保護司会連絡協議会に補助させていただいているものですとか、あとは人権啓発のキャンペーン的ですが、スポーツ組織と連携協力したり、人権啓発イベント開催という場合も、その他社会活動等について、あと、先ほどご紹介しました再犯防止の支援者養成講座について、ここで紹介させていただいているものです。昨年度から今年度にかけての変更は特にありませんでしたので、簡単に事業の紹介だけとさせていただきます。

最後はですね、事業類型⑤ですが、こちらが「国・民間団体等の連携強化」というところなんです。こちらも「刑務所仮釈放予定受刑者による公園清掃作業」などや関係会議の参加等々、連携しているものを事業として挙げております。こちらは再掲もありますけれども、昨年度から事業内容に変更がないものですから、簡単な事業の紹介としてご覧いただければと思います。すみません、事業の全体の説明をいたしました。簡潔ですが以上となります。

最後に、参考資料をつけておりますので、ご確認ください。こちらも昨年度の協議会にもご紹介させていただきました、静岡市内の初犯者数・再犯者数の推移になります。令和5年の数値が、新しく今回紹介させていただいた数値になります。

統計としては、再犯者率・再犯者数はいずれも昨年から増加していますが、令和3年度の実数と比較する限りでは、再犯者の実数も少なかったりもしますので、再犯者率の増加は、初犯者数が減少したところによるのも大きいのではないかと考えております。短期的な変動の評価分析はなかなか難しいところなので、やはり今後も、再犯防止推進事業の必要性があるというところを確認しながら、長期的に再犯者率や再犯者数が減少していくことを目指しつつ、またこの統計につきましては、今後の協議会で紹介報告させていただければと思っていますところですので。以上です。ありがとうございました。

後藤会長

事務局どうもありがとうございました。委員の皆様、この再犯防止関連事業、非常に多岐にわたっておりますけれども、ご質問等あればよろしく願いいたします。また、最後につきまして、参考資料に関しても、読み取りの仕方でいろいろあるかと思しますので、ご質問等あればよろしく願いいたします。鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員

WA C清水の鈴木です。先ほどちょっと言わせていただいたんですが、いろんな事業があっているなと思うんですが、これは市職員の方で共有されていらっしゃるのでしょうかということ。私たちの活動だと生活保護の関係、生活支援課の方と関わる人が多いんですが、ケースワーカーさん、いろいろ変わったりするもので大変なんですけども、なかなかこの辺を承知していない方、また居住支援法人を、私たちは居住支援法人なんですけども、理解されていない方というのが、かなり見受けられます。さっき、松永先生のお話もあったんですが、私たちは、今回再犯の関係で、伊東警察署で捕まった案件だったんですけども、弁護士の先生から居住支援の私の名刺を持っていたということで、連絡を受けて、私、伊東警察署に行って、その方と面会して、2回ほど面会をして、その後、先生と話し合って、どうしていくのかという話で、今回、松永先生にお願いして寄り添い支援をやっていただいたというのもあるんですけども。そこまでは良かったんですけども、ケースワーカーの方は、あんまり再犯の理解をしていないというのがありましてですね。本人と話をしたんですけども、松永先生とかにはものすごく感謝していたんですけども、ケースワーカーさんに対してですね、やっぱりその反抗心というのがあってですね、やっぱりはっきりは言わないんですけども、「僕の言いたいこと言えなかった」とか、やっぱそういうのがあったもんですから。やはりですね、この「(相談を)受ける側がちゃんと理解をするっていう形にしていかなければならないのかな」というところで、市役所職員さんのもう少し理解を上げる活動も必要なのではないかなというのを、常々感じております。すみません、以上です。

- 後藤会長 どうも鈴木委員、ありがとうございました。市の中における連携との関係だと思うんでございますけども、事務局から返答ございますか。
- 事務局 ありがとうございます。生活保護のケースワーカーは今かなり人数も増えて、3区でもう100人近いケースワーカーがいて、毎年2割から3割ぐらいが入れ替わるものですから、なかなかケースワーカー全員に、生活保護というのは特にいろいろな社会保障制度や社会資源の利用について、かなり幅広い分野での知識が必要になるものですから、それを研修するっていうのは難しいんですけども、一応、福祉総務課が主催で新任のケースワーカー向けの研修っていうのもやっている中のメニューにまた居住支援法人の活動ですとか、そういったものも当然重要なものですので取り入れていきたいと思っています。ありがとうございます。
- 後藤会長 どうもありがとうございます。鈴木委員よろしいですか。続きましては津富委員、よろしくお願いいたします。
- 津富委員 先ほど申し上げた、これは多分市の事業の一覧だと思うんですけども、例えば就労支援であれば、就労支援として、国から受けている事業ですが地域サポートステーションもあると思います。こういう罪を犯した人に出会う可能性がある人に対して、主な支援資源が静岡市としてどこにあるかっていう一覧をやれば作ってお渡しした方がいいんじゃないかと思います。「この困りごとはこちらに行けばなんとかなるんじゃないか」というようなものです。ひきこもり支援のような分野だと、市の方が「市内にこんな支援がありますよ」といった一覧を作っておられるんです。それと似たようなものが、再犯防止に関しても、市の担当の生活保護の担当の方とか、職員の方とか、関連する行政の方にとって、こういう一覧ができれば「ひとまずはなんとかなるかな」というふうに思っております。さっきの話の付け加えですけども、振り返りをやると、さっきの講座の話ですけど、WACさんがやられているように、最後、次、みんなで集まろうって話が出るんじゃないかと思います。ぜひ、新たな展開があるんじゃないかと期待しています。
- 後藤会長 どうもありがとうございます。今津富委員よりご提案ありましたが、対象者がわかりやすいようなメニューというのか、アクション取りやすいようなマップというのか、そういうものをまたお作りいただきたいということだと思うんですが、事務局の方としては、その辺のことは。
- 事務局 はい、ありがとうございます。そうですね、寄り添い支援のためのガイドブックといったもの、こういったところに、市民を繋げていけばいいかという情報をまとめたものを、関係機関へお示ししたいと思います。
- 後藤会長 事務局が中心になって、今委員の方からご指摘があったような、対象者がわかりやすいような、噛み砕いた形でのマップというのをお作りいただけるというようなことでよろしいでしょうか。失礼ですけど、字を読んだり理解したりが苦手な方がいらっしゃるのではないかと。

- 津富委員 私が言いたかったのは、(配布する先は)対象者というよりは担当者というか。生活支援課の人が「今来た人はどこへつなげばいいのかな」と悩んだときにすぐにわかるような、そういうものがあればと思います。
- 後藤会長 ちょっと今、勘違いをしていました。(配布する先は)担当者ですね、対象者ではなくて。
- 津富委員 そうですね。わからないことが多いと思うので。居住支援法人があるということ知らない人もたくさんいるじゃないですか。
- 事務局 分かりました。関係機関へ、必要な情報をしっかり共有できるよう対応を進めてまいります。
- 後藤会長 では、次の宿題というか、課題にさせていただきますか。ありがとうございました。はい、天野委員どうぞ。
- 天野委員 参考資料のところでちょっとお聞きします。参考資料は最初ですか全然別の画面です。これだけ再犯防止で社会の風潮とか躍起になっている中なんですけれども、そしてこの事業をいろいろ説明していただいた中で、盛りだくさんの、理想的な事業を作成していただいている中なんですけど、残念だなと思ったのは、一昨年なんですけれども、再犯者が増えているわけですね。一昨年だから令和6年はまた減っているかもしれないんですけども、再犯を行ってしまうその理由ってというのが、分かる範囲で、まあ対象者によって違うかと思うんですよね、それぞれ理由ってというのが。でも、例えば仕事につけないっていうか、そういうのが一番多いだとか、分かる範囲で、教えていただきたいですね。まあ、警察の方がそういうのは把握しているかもしれませんが、以上です。
- 後藤会長 事務局から再犯者の傾向と言ったらよろしいでしょうか。そういったものが何かわかる資料ってのがあられるんですか。
- 事務局 すみません、いまお示ししている統計のバックデータとして持っている情報からは、確認できません。
- 後藤会長 石川委員。
- 石川委員 (再犯者数が)418人が439人となったのが、この方々にどういう事情があったのかってというのは、つぶさにはわからないんですけども、一般的に再犯率が高い罪種は、薬物事犯と窃盗になっております。特に窃盗では、高齢とか障害がある方で、累犯傾向が見られるところです。
- 後藤会長 吉川委員。
- 吉川委員 吉川です。どうして再犯してしまうのかってというのが天野委員からの質問になるんですけど、やはり令和5年がちょっと数字増えてるっていうのは、コロナの期間ですね。皆さんの活動、外に出るのが減っていた時期があったと思うんですけど、それが令和5年からまた人の動きができてきたってところがあって。犯罪の検挙人員のところも増えてるっていうような数字があると思うんですけど、実は6年も検挙人員は増えている数字がありまして。犯罪自体が増えてるのは一般にその刑事事件ですね。これについては、微増ですが増加傾向が

あるっていうのが実際のところでした。再犯されている方の中には、石川委員からもお話ありましたが、やはりその窃盗を繰り返す方とかが、やはり多いのかなっていうのがこちらで肌で感じてる感覚、ということになります。

で、どうしてもやってしまうのかっていう中には、人それぞれの事情もあるところがあるので、一概には何かとは説明しきれないところがあるんですけども、私が見ている中では、やはり社会資源とのつながりがない方とか、一人である方が、まあ周りで止めてくれる人がいないとかで、犯罪に及んでしまう方が出ているのかなっていう感覚はあります。

ですので、その寄り添い支援などで、また、その寄り添いをさらに、一旦時間を空けてから、話を聞いてあげるとかかっていうような機会を設けていただくというお考えは、とてもいいことなんじゃないかなというふうには、今日聞いて感じております。

○後藤会長

どうもありがとうございます。天野委員、よろしいでしょうか。

○事務局

すみません、副担当の濱です。先ほど、一つ前の津富議員のご意見、いろんな支援の窓口をまとめた一覧を使った方がいいという話があったんですけど、ちょっとこちらからの発言の機会を逃してしまって申し訳ありませんでした。静岡市の方でも、約3年前になるんですけども、ハンドブックというものを作成して、支援の機関の窓口、一覧を載せた、わかりやすいハンドブックというものを作成して、寄り添い支援の皆様等にお渡しして「こういった支援の窓口がある」というのはお示ししているところです。

ただ、その中でもやはり、掲載している窓口の範囲が基本的にはやはり行政が作るもので、行政寄りになっているところもありますし、また時点も今、見たら古いものになっておりますので、基本的には、以前作ったこの寄り添いハンドブックを起点に、また一覧の拡充や更新といったところをやっていききたいと思えます。

あと、天野委員からありました再犯者の理由、なかなか難しいところではあるんですけども、行政としては、再犯防止推進計画があり、今お手元にはないと思うんですけど、緑色のこちらの計画を令和5年度から進めているところです。

今回の今日の議題の中でも質問ありました「進捗状況」ですね。今の議題の進捗状況のところになるんですけども、静岡市としては、データでも出ているんですけども、やはり住居がない。また就労先がない。ここですね、再犯率がやはりそれ以外の住居もあるし、仕事もある方に比べて再犯率が高い。というデータも踏まえた上で、今回、この再犯防止推進計画の施策としては、先ほど三室が資料3を用いて、静岡市の取り組みを申し上げたところなんですけれども、特にその中で最初の2つ、就労支援、これ一つ目に申し上げたところなんですけど、2つ目が住居確保、これがですね、実は静岡市の再犯防止推進計画では、その他の3つの政策と、違いというか、とりわけこの二つを重点施

策としております。なので、静岡市としても、この再犯者・再犯率が高い原因を「就労」と「住宅」この2つと捉えておりまして、この2つを重点施策と捉えているという状況でございます。よろしくお願いします。

○後藤会長

濱さん、ありがとうございました。この再犯防止関連事業の中の事業類型①「就労支援の充実」と類型②「住居の確保と支援」これをメインにしてというご回答ということですのでよろしいですね。はい。いろいろご意見をいただきました。それで、議事は一応終了ということで、事務局はこれでよろしいでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございました。

○後藤会長

では、事務局内の委員の皆様からいただいたご意見を、今後いろいろ反映して、また形にするということで、今日返答できなかった部分に関しては、文書で後日各委員の方々にお送りいただきたいと思います。それではこれで本日の審議事項は全て終了いたしましたので、これで協議会は終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。それでは進行を司会の方へ戻しますので、よろしくお願いいたします。

閉会

署名

静岡市再犯防止推進協議会 会長

後藤 清雄